

鳥取県告示第390号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所園芸試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
株式会社大栄共同開発

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで